

大阪府立病院機構病院施設改修工事等に関する
コンストラクション・マネジメント業務公募型プロポーザル実施要領

1 業務の名称

大阪府立病院機構病院施設改修工事等に関するコンストラクション・マネジメント業務（以下「CM業務」という。）

2 発注者

地方独立行政法人大阪府立病院機構理事長

3 業務の目的及び内容

(1) CM業務の目的

発注者が指定する病院等の改修工事等について、発注者の技術的等支援者として、施設計画から設計者、施工者等の選定支援、これらの者に対するスケジュール、コスト、品質管理等のマネジメントを行い、改修工事等に係る事業費の抑制と円滑な事業実施を図る。

(2) CM業務の概要

- ア 改修工事等の病院施設整備支援業務（随意契約案件を含む）
- イ 改修工事等の概算積算作業及び年度計画作成作業
- ウ 業務報告
- エ その他発注者が提案する上記業務に付随して必要となる支援業務

(3) 対象となる病院等

府立の病院等	所在地
大阪府立病院機構本部事務局	大阪府大阪市中央区大手前三丁目1番69号
大阪急性期・総合医療センター	大阪府大阪市住吉区万代東三丁目1番56号
大阪はびきの医療センター	大阪府羽曳野市はびきの三丁目7番1号
大阪精神医療センター	大阪府枚方市宮之阪三丁目16番21号
大阪国際がんセンター	大阪府大阪市中央区大手前三丁目1番69号
大阪母子医療センター	大阪府和泉市室堂町840番地

(4) その他

詳細については「大阪府立病院機構病院施設改修工事等に関するコンストラクション・マネジメント業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）を参照のこと。

4 契約期間

契約締結日から平成33年3月31日まで

※契約締結の日から平成31年3月31日までの間を業務開始に向けた準備期間とし、その際の費用については受託者の負担とする。

5 履行期間

平成31年4月1日から平成33年3月31日まで

6 業務委託経費

- (1) 履行期間（2年間）の業務委託経費見積り金額は、金66,840,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く）を上限とし、これを超えた提案見積り額を提出した者は失格とする。
- (2) 改修工事等の病院施設整備支援業務（前述3.（2）.ア）の対象範囲は仕様書記載のとおりとし、委託経費については対象案件の件数、金額に関わらず定額とする。ただし、当初予算額が変更された場合、及び補正予算により予算が追加された場合は協議により委託料の変更を行うことができる。
- (3) 改修工事等の病院施設整備支援業務以外の業務（前述3.（2）.イ～エ）についての委託経費は定額とする。

7 参加資格

参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次の要件をすべて満たす者であること。

- (1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 成年被後見人
 - イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
 - ウ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項に掲げる者
 - ク 地方独立行政法人大阪府立病院機構契約事務取扱規程（以下「契約事務取扱規程」という。）第3条第4項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府立病院機構入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者及び同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可

の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更正手続開始の申立てをしていない者又は更正手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更正手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第199条第1項の更生計画認可の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更正計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更正手続開始の申立てをしなかった者又は更正手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

(4) 大阪府の区域内に事業所を有する者で、府税に係る徴収金を完納していること。

(5) 消費税及び地方消費税を完納していること。

(6) 応募書類の提出日から契約締結日までの期間において、次のアからウまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 大阪府立病院機構入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）

イ 大阪府公共工事等に関する暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外の措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）

ウ 大阪府及び地方独立行政法人大阪府立病院機構との契約において、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第4項に規定する入札談合等を言う。）の不正行為があったとして損害賠償請求を受けている者。ただし、応募申請書等の提出日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。

(7) 平成27年度以降において、病院施設のCM業務の実績を有する者であること。

(8) 建築設計・監理（一級）について、平成30年度の大阪府測量・建設コンサルタント等競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

(9) 大阪府において建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録をしている者。

(10) 業務の実施にあたり、1級建築士、建築設備士及び認定コンストラクション・マネジャーの資格を有する者をそれぞれ配置できること。

8 選定スケジュール

- 平成31年1月25日（金） 実施要領の公表、質問の受付開始
平成31年2月4日（月） 質問受付期限 ※質問回答は随時
平成31年2月8日（金） 参加申請期限
平成31年2月15日（金） 参加資格の確認結果通知
平成31年2月22日（金） 業務提案書提出期限
平成31年3月1日（金） 審査（書類審査により最優秀提案者の決定）
※決定後、速やかに審査結果の通知・公表
平成31年3月上旬 契約締結予定
平成31年4月1日（月） 履行開始

9 担当部局（窓口）

大阪府立病院機構本部事務局 業務支援グループ 施設整備担当
〒541-8567 大阪市中央区大手前3丁目1番69号
TEL 06-6809-5329
FAX 06-6809-5934
電子メール gyoumu01@opho.jp

10 手続き等に関する事項

（1）実施要領、仕様書等配布

ア 配布期間

平成31年1月25日（金）から同年2月8日（金）午後5時まで

イ 配布方法

大阪府立病院機構（以下、「当機構」という）のホームページにおいてダウンロードすること。
<http://www.opho.jp/>

（2）質問書の受付及び回答

ア 受付期間 平成31年1月25日（金）から同年2月4日（月）午後5時まで

イ 受付方法 質問書（様式A）を、上記、「9担当部局（窓口）」へ電子メールで提出すること。なお、電話での質問には応じない。

ウ 回答方法 回答は質問者に随時直接回答するほか、当機構ホームページへ掲載する。

（3）参加申請書の受付

ア 受付期間 平成31年1月25日（金）から同年2月8日（金）午後5時まで

イ 受付場所 上記、「9担当部局（窓口）」と同じ

- ウ 提出書類
- a 参加申請書（様式1）
 - b 会社概要（様式2）（※1）、
 - c CM業務の実績（様式3）

d CM業務の実績（総合マネジメントの実績）（様式4）

e CM業務の実施体制等（様式5）（※2）

f 業務委託経費の見積り（様式6-1、6-2）

※1 ①商業登記簿謄本、②最近3年間の貸借対照表及び損益計算書、
③会社の基本理念及び行動指針、④倫理規定を提出すること

※2 1級建築士、建築設備士及び認定コンストラクション・マネジャーの資格を証する書類の写し及び雇用関係を証する書類の写し（資格者本人の健康保険証）

エ 提出部数 正本1部、副本7部

※提出書類データ（Word形式）を保存した電子媒体（CD）1枚を併せて提出すること。

※副本7部については、様式1は不要とする。

※副本7部については、提案者名等参加者が類推できる表現は記載しないこと。（記載の例としては、T病院、K株式会社などと記載するか、黒く塗りつぶすなど、工夫すること。）

オ 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は書留郵便に限る。受付期間内に必着のこと。）

（4）参加資格確認結果通知書の交付

上記、10（3）の参加申請書により資格確認を行い、参加資格確認後、参加資格確認結果通知を、電子メール及び郵送で行う。

（5）業務提案書の受付

ア 受付期間 平成31年2月15日（金）から同月22日（金）午後5時まで

イ 受付場所 上記、「9担当部局（窓口）」と同じ

ウ 提出書類 a 表紙（A4版とする）

表紙には「大阪府立病院機構病院施設改修工事等に関するコンストラクション・マネジメント業務 業務提案書」と記載するとともに、提案者名（企業名、代表者）を記載し、提案者が押印すること。（ただし、提案者名の記載と押印は正本のみとし、副本には提案者名等参加者が類推できる表現は記載しないこと。記載の例としては、T病院、K株式会社などと記載するか、黒く塗りつぶすなど、工夫すること。以下、すべての提出書類において同じ。）

b CM業務の目的を達成するための取り組み事項（様式7）

c その他事業者が提案する支援業務（様式8）

エ 提出部数 正本1部、副本7部

※提出書類データ（Word形式）を保存した電子媒体（CD）1枚を併せて提出すること。

オ 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は書留郵便に限る。受付期間内に必着のこと。）

11 審査・選定方法

(1) 審査委員会

- ア 業務委託候補者の審査・選定は、別に定める「大阪府立病院機構CM事業者審査委員会」(以下、「審査委員会」という。)により審査・選定を行う。

(2) 審査方法

- ア 提出書類について、審査委員会において「別紙」の審査項目について審査を行う。

(3) 受託候補者の選定

- ア 審査委員会において、評価点の総計が最も高い提案をしたものを受託候補者として選定する。また次点者も併せて選定する。
- イ 評価点の総計が最も高い提案をしたものが2者以上いる場合には、審査委員会で協議の上、受託候補者を選定する。

12 資格の喪失に関する事項

次のいずれかに該当したときは、本プロポーザルへの参加資格を失うことがある。

- ア 提出書類の提出日、提出場所、提出方法及び記載等が本要領に適合しなかったとき。
- イ 提出書類の記載が、留意事項(各様式に記載)に適合しなかったとき。
- ウ 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が掲載されなかったとき。
- エ 提出書類に虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。
- オ 必要な資格を有しないことが判明したとき。
- カ 本プロポーザルに参加する者及び関係者が、審査委員に対する事前説明、事前連絡など公正な審査を妨げる行為をしたとき。
- キ その他不正な行為があったと認められたとき。

13 審査結果の通知及び公表

- ア 受託候補者を選定した後は、速やかに参加者にその結果(参加者の自己の評価点及び受託候補者の商号・評価点)を参加申請書に記載された連絡先へ電子メールにより通知する。
- イ 受託候補者を選定した後は、速やかに参加者全員の商号及び評価点を公表する。

14 契約の方法

- ア 受託候補者を優先交渉権者とし、協議が整った場合は契約を締結する。なお、協議が不調となった場合は、次点者を交渉権者とする。
- イ 契約の条件は、別添の「契約書(案)」のとおり。

15 支払の方法

- ア 各年度の業務完了後に、別添「契約書(案)」に基づき、様式6-1の1(1)②の額

と、様式6-2の2(1)②の額の合計値に消費税を乗じた金額を支払う。

16 その他

ア 本件に関して作成する書類等において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨とする。

イ 参加申請書、業務提案書等の作成、提出等に要する費用はすべて参加者の負担とする。

ウ 提出された参加申請書及び業務提案書等は返却しない。なお当機構は、参加者に無断で本公募以外の目的で提出された書類を使用しない。また、情報を漏らさない。

エ 提出書類の知的所有権は、提出した者に帰属するが、選定作業等において必要な範囲内で複製を作成する場合がある。

オ 当機構が提供する資料は、参加申請に係る検討以外での目的で使用できない。また参加者は、参加にあたって知り得た情報を当機構の許可なく第三者に漏らしてはならない。

カ 参加申請書及び業務提案書は提出期限後においては、差替え、再提出はできない。

キ 参加を辞退する場合は辞退届（任意様式）を提出すること。

ク CM業務の受注者（資本面又は人事面において関連のある者（※）を含む）は、CM業務の対象となる病院施設改修工事等の設計者、施工者となることができない。

※「資本面において関連のある者」とは、一方の事業者が他方の事業者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、一方の事業者の代表権を有する役員が他方の事業者の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。